

宿泊助成事業助成要綱

1. 助成対象施設

- (1) 一般社団法人日本港湾福利厚生協会が運営するホテルシーパレスリゾート
- (2) 一般財団法人休暇村協会が運営する休暇村
- (3) 株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメントが運営する一部の亀の井ホテル
- (4) 株式会社プリンスホテルが経営する宿泊施設
- (5) 一般財団法人ひょうご憩の宿が運営する宿泊施設
- (6) 湯快リゾート株式会社が運営する宿泊施設

2. 助成対象者及び助成額

港運関係者が施設を利用した場合において、1人1泊につき大人（港運関係者本人及び中学生以上の家族）3,000円、子供（小学生以下の家族）1,500円を助成します。但し、1回の助成は3連泊までの宿泊とします。

4歳未満の幼児については、寝具及び食事を必要とした場合に限り、その料金（1人1泊につき1,500円を限度とします。）を助成します。

休暇村及びひょうご憩の宿が運営するオートキャンプ場の利用については、1施設1泊につき1,500円とし、利用料が1,500円未満については助成対象から除外します。

3. 港運関係者（助成対象者）の範囲

- (1) 港湾運送事業法に基づく事業者に所属する者(OBを含む。)

※事業者が港湾運送事業以外の事業を兼業している場合にあつては、港湾運送部門に所属する者に限る。

- (2) 港湾運送事業関係団体に所属する者

※港湾関係労働団体にあつては、港湾運送部門の構成員にかぎる。

- (3) 上記（1）及び（2）の家族

※原則として、その者と生計を同一にしている家族に限る。

- (4) その他当協会で特に認めた者

4. 利用方法及び助成手続

- (1) 利用者は、施設を利用しようとするときは、施設へ利用の申込みをして下さい。

- (2) 利用申込後、「契約保養施設利用申込書」（用紙は協会本部又は支部にあります。）に所要事項を記入し、会社（団体）の証明を受けた後、協会本部へ提出して下さい。

- (3) 協会本部は、助成額の決定をしたら「契約保養施設利用券」を発行します。

- (4) 利用者は、施設にチェックインをする際に、「契約保養施設利用券」を提出します。
- (5) 利用者は、チェックアウトの際に、協会助成額を差引いた料金を施設に支払って下さい。

5. キャンセルした場合の違約金

宿泊をキャンセルした場合は、違約金の支払を求められることがあり、違約金は本人の負担になりますのでご注意ください。

附則 この要綱は、平成5年7月から実施する。

- 2 変更後の要綱は平成14年4月から実施する。
- 3 変更後の要綱は平成22年4月1日から実施する。
- 4 変更後の要綱は平成27年4月1日から実施する。
- 5 変更後の要綱は平成27年7月23日から実施する。
- 6 変更後の要綱は令和3年4月1日から実施する。
- 7 変更後の要綱は令和3年7月1日から実施する。
- 8 変更後の要綱は令和4年4月1日から実施する。
- 9 変更後の要綱は令和4年11月1日から実施する。